

熊本県公報

号外 第 14 号の 2
平成 20 年 4 月 1 日 (火)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正……………(会 計 課) 1
- 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正……………(") 1

告 示

熊本県告示第 296 号の 2

昭和 47 年 3 月 31 日熊本県告示第 243 号の 5 (収納代理金融機関の名称及び位置) の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

熊本県知事 潮 谷 義 子

収納代理金融機関の名称及び位置の表中

上益城 農業協同組合	上益城郡甲佐町白旗 543-1	」を
広 安 農業協同組合	上益城郡益城町大字惣領 1505 番地	
上益城 農業協同組合	上益城郡甲佐町白旗 543-1	」に改める。

熊本県告示第 296 号の 3

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成 20 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領 (昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11) の一部を次のように改正する。
別表第 1 肥後銀行広安支店の項を削る。
附 則
この要領は、告示の日から施行する。

